地域密着型通所介護重要事項説明書

1 地域密着型通所介護事業者(法人)の概要

名称・法人種別	株式会社ライフワーク 358・営利法人					
代表者名	代表取締役 野澤 美香					
	(住 所) 〒250-0874					
所在地・連絡先	神奈川県小田原市鴨宮 549-4					
加工地、连桁 加	(電 話) 0465-43-9859					
	(FAX) 0465-43-9869					

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

(五) 1. /K// 日 11 / C O 1. /K// 田 ·	
事業所名	カルム デイサービス
	(住 所) 〒250-0874
所在地・連絡先	神奈川県小田原市鴨宮 549-4
///江地 建加力	(電 話) 0465-43-9859
	(FAX) 0465-43-9869
介護保険事業所番号	1492300361
管理者の氏名	野澤 美香
利 用 定 員	10 名

(2) 事業所の職員体制

(地域密着型通所介護)

	人数	区分		常勤換算後		
従業者の職種	(人)	常勤(人)	非常勤	の人数(人)	職務の内容	
		TH 30 (7 C)	(人)	~>) C 9X () C)		
管理者	1	1		1	事業所の管理	
生活相談員	2		2	1. 2	相談・生活指導等	
介護職員	3		3	2. 7	介護全般	
機能訓練指導員	1		1	0. 1	機能訓練の計画、指導	

(3) 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
管理者	正規の勤務時間帯 (8:30 から 17:30) 常勤で勤務	ローテーションによる
生活相談員	正規の勤務時間帯(8:30 から 17:30) 常勤で勤務	ローテーションによる
介護職員	正規の勤務時間帯(8:30 から17:30) 常勤で勤務	ローテーションによる
機能訓練指導員	サービス提供時間帯内 (9:30 から 16:45) 非常勤で勤務	ローテーションによる

(4) 事業の実施地域

事業の実施地域	神奈川県小田原市
---------	----------

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(5) 営業日

営業日	営業時間			
日曜日~土曜日	午前8時30分 ~ 午後5時30分			

サービス提供日	サービス提供時間				
日曜日~土曜日	午前9時30分 ~ 午後4時45分				

営業しない日 年末年始 (12月31~1月3日)	
--------------------------	--

3 サービスの内容及び費用

(1) 介護保険給付対象サービス

ア サービス内容

サービス内容	
種類	内容
食事	(食事時間) 12:00~13:30 利用者の機能・能力に応じて職員と共同で作る家庭的な 温かく美味しい食事を提供します。 食事サービスの利用は任意です
入浴	入浴の時間は基本的には午前中とします。個人浴槽です。サービス提供時間内の好きな時間にご利用できます。入浴又は清拭を行います。入浴サービスの利用は任意です。
排 泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排 泄の自立についても適切な援助を行います。
機能訓練	機能訓練指導員により利用者の状況に適した機能訓練を 行い、身体機能の低下を防止し、筋力維持向上に努めてい ます。
生活指導	利用者の生活面での指導・援助を行います。 各種レクリエーションや健康体操等を実施します。
健康チェック	血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。
相談及び援助	利用者とそのご家族からの各種ご相談に問題解決に向けて取り組みます。
送迎	ご自宅玄関から施設内までの送迎を行います。 送迎サービスの利用は任意です。

イ 費用

介護保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金の1割又は2割又は3割が利用者の負担額となります

【料金表】令和6年4月1日改定

地域密着型通所介護 基本サービス費

(1日あたり・単位円)

	3 時間以上 4 時間未満				4 時間以上 5 時間未満			
要介護度	利用料	1割 負担	2 割 負担	3割 負担	利用料	1割 負担	2割 負担	3割 負担
要介護 1	4, 347	435	870	1, 305	4, 556	456	912	1, 367
要介護 2	4, 995	500	999	1, 499	5, 235	524	1,047	1, 571
要介護3	5, 643	565	1, 129	1, 693	5, 914	592	1, 183	1, 775
要介護 4	6, 270	627	1, 254	1,881	6, 573	658	1, 315	1, 972
要介護 5	6, 928	693	1, 386	2, 079	7, 262	727	1, 453	2, 179

A II I	5 時間以上 6 時間未満				6 時間以上 7 時間未満			
要介護度	利用料	1割 負担	2割 負担	3割 負担	利用料	1割 負担	2割 負担	3割 負担
要介護 1	6, 865	687	1, 373	2, 060	7, 085	709	1, 417	2, 126
要介護 2	8, 109	811	1,622	2, 433	8, 370	837	1, 674	2, 511
要介護3	9, 363	937	1,873	2, 809	9, 666	967	1, 934	2, 900
要介護 4	10, 585	1, 059	2, 117	3, 176	10, 962	1, 097	2, 193	3, 289
要介護 5	11,850	1, 185	2, 370	3, 555	12, 247	1, 225	2, 450	3, 675

A	7時間以上8時間未満							
要介護度	利用料	1割 負担	2割 負担	3 割 負担				
要介護1	7, 868	787	1, 574	2, 361				
要介護 2	9, 300	930	1,860	2, 790				
要介護3	10, 784	1, 079	2, 157	3, 236				
要介護 4	12, 247	1, 225	2, 450	3, 675				
要介護 5	13, 710	1, 371	2, 742	4, 113				

加算

٠.					
	種類	利用料	1割負担	2割負担	3割負担
	入浴介助加算 I	418	42	84	126
	介護職員 処遇改善加算 Ⅲ	基本サービス費 に各種加算減算 を加えた総単位 数 の (80/1000) ×地域区分単価	利用料- {利用 料×0.9 (1 円未 満切り捨て)} =1割負担	利用料- {利用 料×0.8 (1 円未 満切り捨て)} =2割負担	利用料-{利用 料×0.7(1円未 満切り捨て)} =3割負担

減算

(1回あたり・単位円)

種類	利用料	1割負担	2割負担	3割負担
送迎減算	-491	-50	-99	-148

- ・料金の計算過程における端数処理により実際の請求額と異なる場合があります
- ・上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、お客様の居宅サービス計画書に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。
- ・介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、全額が利用者の自己負担となりますのでご相談ください。
- ・介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、お客様は料金表の利用料全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。発行されたサービス提供証明書と領収書を保険者介護保険窓口に持参すると、9割分又は8割分又は7割分が返還されます。

(2) 介護保険給付対象外サービス

○食費

食事サービスを受ける方は、材料費の実費として、昼食代 $600 \, \text{P}/1 \, \text{食}$ ・おやつ代 $100 \, \text{P}/1 \, \text{回が必要となります}$ 。

- ○おむつ代
 - おむつを使用される方は、おむつ代の実費が必要となります。
- ○事業の実施地域外の送迎費
 - 2-(4)の事業の実施地域以外の地域にお住まいの方は、1 kmあたり 35 円の送迎費が必要となります。
- ○その他の費用

通所介護サービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係わる費用であって、お客様の負担が適当と認められる費用は、お客様の負担となります。

○キャンセル料

急なキャンセルがあった場合については、前日の17:00 までに連絡がない場合、昼食代相 当額を負担して頂きます。

(3) 利用料等のお支払方法

お引き落としとなっております。

その他のお支払い方法についてはご相談ください。

4 事業所の特色等

(1) 事業の目的

介護保険法及び関係法令に基づき、高齢者の尊厳を保持し、その有する能力に応じて自立した日常生活が出来るようにサービス提供し支援することを目的とします。

(2) その他

<u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>	
事項	内容
地域密着型	当事業所の管理者が、お客様の直面している課題等を評価し、お客様
通所介護計画書の作成	の要望を踏まえて、地域密着型通所介護計画書を作成します。
従業員研修	年6回、技術から制度・接遇の研修を行っています。

5 サービス内容に関する苦情等相談窓口

	窓口責任者	野澤 美香		
	ご利用時間	8:30-17:30		
当事業所お客様相談窓口	ご利用方法	電話(0465-43-9859)		
		面接(当事業所相談室)		
		ご意見箱 (エントランスに設置)		
	住所	神奈川県小田原市荻窪 300		
小田原市高齢介護課	電話	0465-33-1827		
	ご利用時間	8:30-17:15 (土日祝年末年始を除く)		
神奈川県	住所	神奈川県横浜市西区楠木町27-1		
	電話	045-329-3447		
国民健康保険団体連合会	ご利用時間	8:30-17:15 (土日祝年末年始を除く)		

6 事故発生時における対応方法

- ・当事業所は、通所介護サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに利用者の後見人及びご家族に連絡を行うとともに、利用者に対して応急措置、医療機関への搬送等必要な措置を講じます。
- ・発生した事故は、内容によっては基準に基づき、保険者、居宅介護支援事業者への報告を 行います。
- ・前項において、事故により利用者に損害が発生した場合は、当事業所は速やかにその損害 を賠償します。ただし、当事業所に故意、過失がない場合はこの限りではありません。
- ・前項の場合において、当該事故発生につき利用者に重過失がある場合は、損害賠償の額を 減額することができます。

7	緊	等におけ	トスナ	七二十》	4
(表 当时	きにわり	」 (a) Xい	$1 M S \mathcal{I} \mathcal{I} \mathcal{I}$	7

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかにお客様の主治医、救急隊、緊急時連絡先(ご家族等)、居宅サービス計画書を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をします。

	病院名及び	
十沙压	所在地	
主治医	氏名	
	電話番号	

	氏名 (続柄)	()
緊急時連絡先(家族 等)	住所		
	電話番号		

8 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める当施設のマニュアルにのっとり対応を行い				
避難訓練及び防災設備	別途定める年2回の防災訓練を行います。				
	設備名称	個数等	設備名称	個数等	
	屋内消火器	2	自動火災報知機	一式	
	誘導灯	一式			
	直火災通報装置	一式			

9 衛生管理等

- ・指定通所介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な 管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- ・指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。
- ・食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指 導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

10 秘密の保持と個人情報の保護について

・事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」 及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の 適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努め るものとします。 利用者及び ・事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス その家族に 提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、 関する秘密の 第三者に漏らしません。 保持について ・また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後にお いても継続します。 ・事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持 させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、 その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。 ・事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会 議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の 個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会 議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ・事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙 個人情報の によるものの他、電磁的記録を含む。) については、善良な管理者の注意 保護について をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとし ます。 ・事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開 示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められ た場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正 等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用 者の負担となります。)

11 サービス利用に当たっての留意事項

- ・サービス利用の際には、介護保険被保険者証と居宅介護支援事業者が交付するサービス利 用票を提示してください。
- ・施設内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損 等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- ・他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- ・所持金品は、自己の責任で管理してください。
- ・施設内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

12 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	無
実施した直近の年月日	_
実施した評価機関の名称	_
評価結果の開示状況	_